

For winter comfort, your cooperation regarding snow removal is needed.

1. Please cooperate in removing snow between the sidewalk and the street on your property.

Snow removal by the city does not necessary cover the space right in front of your house and garage. Please take responsibility for snow removal on such spaces.

2. Please understand that snow removal is scheduled for late at night or early in the morning.

It's done by the time people have their morning commute to work or school. Please be patient with the noise.

3. Please don't park on the street.

Parking isn't allowed on the street. Cars parked there hinder snow removal, and they also contribute to accidents during winter nights and in blowing snow.

4. Please don't dump snow from private lots into the street.

When snow from private lots is dumped into the street, the streets become uneven, leading to obstructions that cause traffic accidents. It's very dangerous for snow to be dumping in the street. Please refrain from such dumping.

5. Please keep your distance from snow removal vehicles.

Snow removal is dangerous for pedestrians. Please keep your distance from snow removal vehicles.

6. Please cooperate in removing snow from your roof and icicles from your eaves.

snow and icicles that fall from roofs near sidewalks can endanger the lives of pedestrians. Please be careful and cooperate in removing snow and ice from the roof.

7. Please watch that your children don't suddenly dash out into the streets while sledding.

When children ski on mini skis or sled near the street, accidents can happen.

Please keep kids from playing on snow mounds near the street.

We sincerely hope for your understanding and cooperation.

【道路交通法の禁止行為において交通妨害となるようなものを置いたりすると3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金になります。】

[In prohibited acts of the Road Traffic Law, any person who put something like a traffic obstruction on the road shall be punished by imprisonment with work of or less three months or fine or less fifty thousand yen.]



倶知安町高齢者の福祉サービス
「除雪ヘルパー派遣事業」



ご高齢の方の住宅の玄関先・通路及び窓周り等日常生活に支障が生ずると認められる範囲内を除雪するヘルパーを無料で派遣します。

■対象

1. 世帯全員が70歳以上の世帯
2. 65歳以上の高齢者と障害者又は病弱者、障害者と病弱者で構成される世帯
3. 世帯全員が障害者の世帯等



※ただし次の世帯は対象外①自己の労力により除雪可能な世帯②親戚又は近隣住民などの協力により除雪可能な世帯③冬期間居住していない世帯④福祉施設等への入所、入院により不在となる世帯

■申請方法 対象者の担当民生委員を經由して所定の申請書を提出
■問い合わせ 役場福祉医療課地域包括支援センター ☎23-0500

くっちゃんの豪雪記録

最大降雪量 20.19m
昭和44年11月～昭和45年4月 平均9.21m

最大積雪深 3.12m
昭和45年3月25日 平均1.83m

日最低気温 -35.7℃
昭和45年1月27日 1月最低平均 -9.6℃

最早初雪日 10月6日
平成7年 平均10月28日

最早根雪日 11月6日
昭和56年 平均11月19日



小川原脩記念美術館前庭に置かれている豪雪モニュメント

札幌市(平均降雪量479cm、平均積雪深97cm)の約2倍の雪が降り積もります。

本町の冬を初めて過ごされるみなさんへ

除雪はみんなで助け合って

本町には、北海道民ですら驚くほどの、たくさんの雪が毎日のように降ります。本町の12～3月の平均気温は約-4℃、降り積もった雪は春まで融けず、除雪をしなければ、生活ができなくなります。

人力での除雪は30分で2kmのジョギングに相当し、機械による除雪を都合で依頼すると、1回1時間当たり1万円以上の費用がかかるなど、除雪には、たいへんな労力と費用を要します。

降雪シーズン中には平均50回以上の除雪が必要となっており、住民のみなさんが様々な工夫をしながら地域やご近所などで協力し助け合うことで、労力や費用を節約して生活を成り立たせています。

初めて本町で冬の生活する方は、ご近所や住居の管理人などに、身の回りの除雪の方法やルールをしっかりと確認して支度を整え、がんばって除雪をしましょう。

除雪道具は、安全に注意して使いましょう

雪は簡単に氷のように固くなるため、人力での除雪作業も危険が伴います。除雪道具は、使い方を誤れば簡単に壊れ、注意を怠れば人やモノを傷つける凶器になります。賢く、安全に注意して使いましょう。

豪雪に相応しい服装を

氷点下の屋外にいると皮膚の感覚が麻痺し凍傷のリスクが高まります。積雪路面は、滑りやすいだけでなく氷でヤスリのようになり、触れると怪我をします。指先まで覆う手袋・耳を隠せる帽子、滑り止めのついた長靴が思わぬ怪我のリスクを低減してくれます。

吹雪の日は、外出しない

見通しが悪くなると、道路の除雪もできなくなり、吹雪の中の行動は生命の危険が伴います。買い物は、天候が悪くなる前に済ませましょう。自然の猛威から身を守るために、日頃から天気予報を見る習慣を身につけましょう。



**冬タイヤへの交換は雪が降り出す前に
夏タイヤへの交換は雪が融けても慎重に**

本町の冬季間において、車はスタッドレスタイヤが無くては走行できません。雪は、10月末から降り始め、翌4月中旬まで降り続けます。冬タイヤへの交換は10月下旬までに済ませ、夏タイヤへの交換は、4月下旬以降にすることが目安です。また、冬用ワイパーや不凍性のウォッシャー液への交換も忘れずに行いましょう。

豪雪のまち くっちゃん
町道の除排雪と冬の暮らし
2023年度(令和5年度)シーズン版

今年も雪の季節が到来しました。除雪は皆様のご協力が必要です。除雪のルールとマナーを守って、安全で快適な冬を過ごしましょう。



町では、降積雪時の町道の交通を確保するため、次により除排雪を行います。(詳細は中ページをご覧ください。)

【除雪】10cm以上の積雪があったとき、または10cm以上積雪が見込まれるとき、朝8時までに作業を終わらせるよう、早朝(大雪のときは深夜)に、道路上の雪をかき分ける作業を行います。

【排雪】車道の幅員を確保するため、朝8時30分から夕方5時30分の時間帯に、委託及び町の直営により道路から雪を運び出す排雪作業を行います。排雪は、効率的かつ安全に作業を行うために一時的に通行を規制して行いますので、ご理解とご協力をお願いします。



1. 間口の雪処理にご協力を

町では、道路の交通を確保することを第一として、160kmもの長い距離を短時間に大型機械で道路走行部の雪を路側にかき分ける除雪をします。

除雪後玄関や車庫前などに残った雪処理については、みなさんで処理をお願いします。



2. 早朝・深夜の作業にご理解を

朝の通勤・通学時間帯の交通を確保するため、除雪は早朝に行いますが、大雪のときは作業が早まり、深夜帯からの作業になることもあります。

除雪車の音や振動などでご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。



3. 路上駐車は絶対にしないで

除排雪作業や緊急車両の通行の妨げとなりますので、路上駐車は絶対にしないでください。



4. 車道や歩道への雪捨て(雪出し)は禁止

道路への雪捨ては、交通安全上の支障となり、道路交通法で規制されています。



5. 作業中の除雪車に近づかない

作業中の除雪車に近寄らないでください。早朝の散歩やジョギングは天候を見て対応をお願いします。排雪作業中は誘導員の指示に従ってください。

6. 屋根の雪など落雪の管理を

屋根の雪やつららが道路に落下すると、支障を起こすだけでなく通行人の生命に関わる重大な事故になることもあります。

道路に雪などが落ちないように、雪降ろしなど安全管理を行ってください。



7. 子供を道路付近で遊ばせない

雪山遊びをして道路へ飛び出すと事故を引き起こしてしまいます。道路付近の雪山で子供を遊ばせないでください。

油断大敵! 安全対策を忘れずに

■屋根の雪下ろしは一人で行わず、細心の注意を

低い屋根でも油断は禁物。必ず二人以上で見守りを確保し、ハシゴは必ず固定し、命綱とヘルメットを必ず着用しましょう。

■家庭用除雪機は、安全に正しく使用

小さいからと油断は禁物。取扱説明書をしっかりと読み、正しく取り扱しましょう。損害賠償保険には必ず加入しましょう。

■雪の見回りは、必ず声をかけてから

屋根雪を見にちょっと一回りと油断は禁物。落雪の下になっては一大事。同居人などに必ずにひと言声掛けをしてから行動しましょう。



2023～2024年（令和5～6年）シーズンの除排雪

町では、降積雪時の町道の交通を確保するために、次により除排雪を行います。

町道の除排雪は、運搬排雪の一部を直営で実施するほか、民間業者に委託して実施します。※寒別北岡駅線は、京極町へ委託しています。

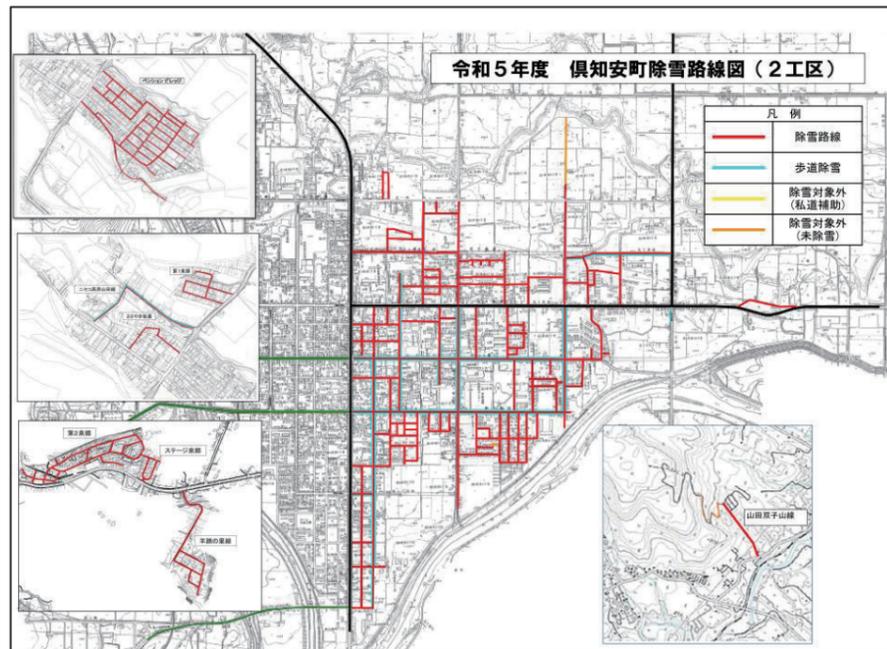
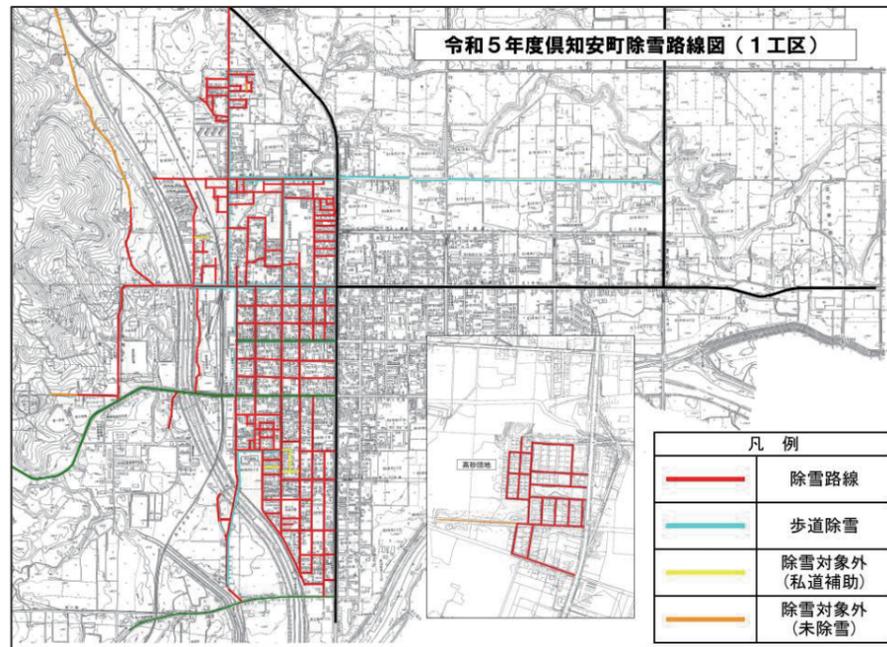
【除雪】

町内を概ね3つの区域に分け、市街地の国道5号の一部を除く西側と高砂の一部を除雪1工区、国道5号東側とニセコひらふエリア周辺を除雪2工区、郊外地区を除雪3工区として実施します。

【排雪】

市街地については、3つの区域に分け、国道5号の西側を排雪委託業者、国道276号の北側を除雪2工区に委託し、それ以外を直営で実施します。

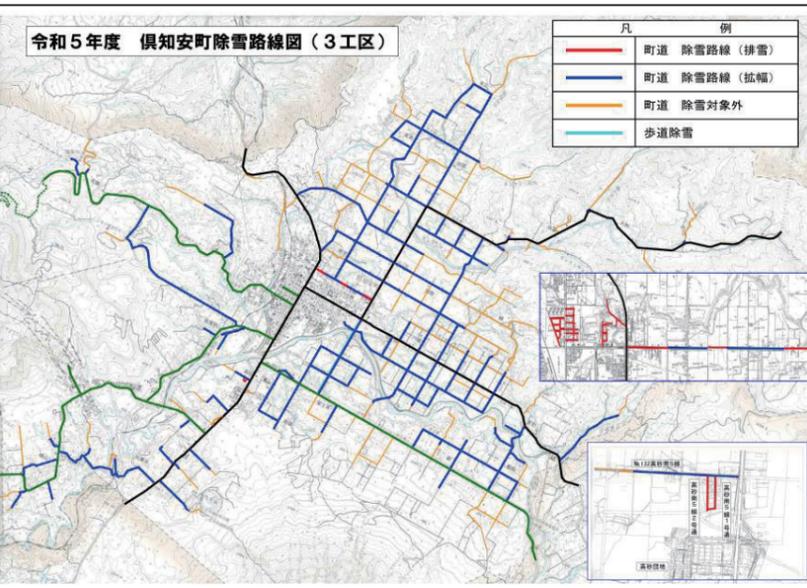
郊外地区は、第1俱登山橋～道々蘭越ニセコ倶知安線・旭ヶ丘公園周辺・高砂公園周辺・琴平ほか市街北西地区一部を除雪1工区、ニセコひらふエリア周辺を除雪2工区、高砂南5線団地を除雪3工区の除雪業者が実施します。



市街地を除雪する除雪ドーザ



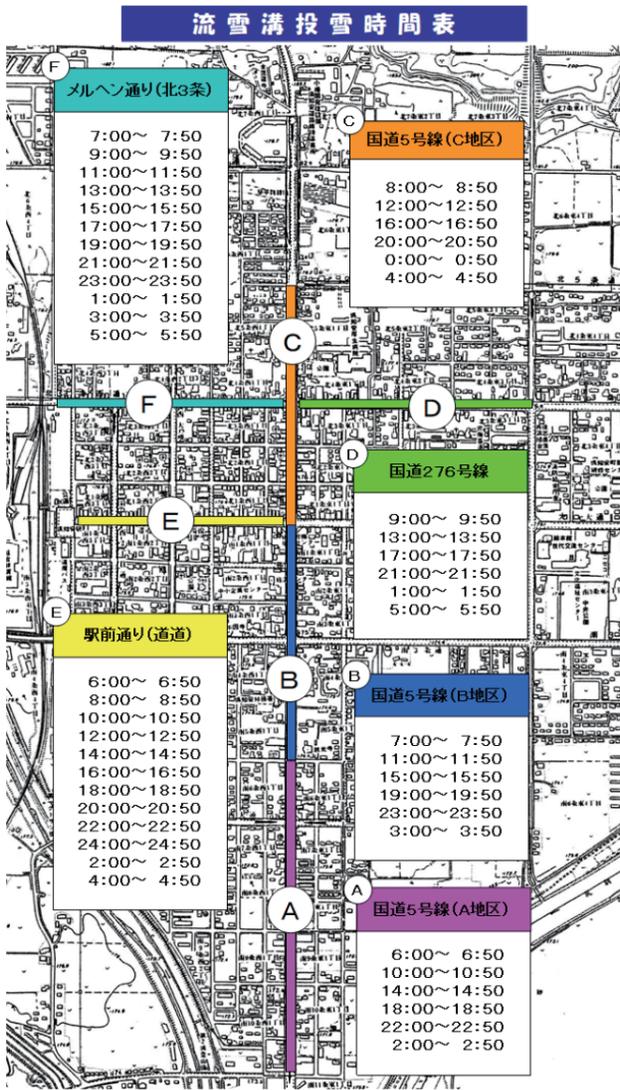
郊外を除雪する除雪トラック



流雪溝はルールを守って使用しましょう。

国道5号、国道276号、駅前通り（道道）、基線通り（メルヘン通り）の4路線の流雪溝は豪雪を克服する大切な生命線です。ルールを守り、スムーズな運用にご協力をお願いします。

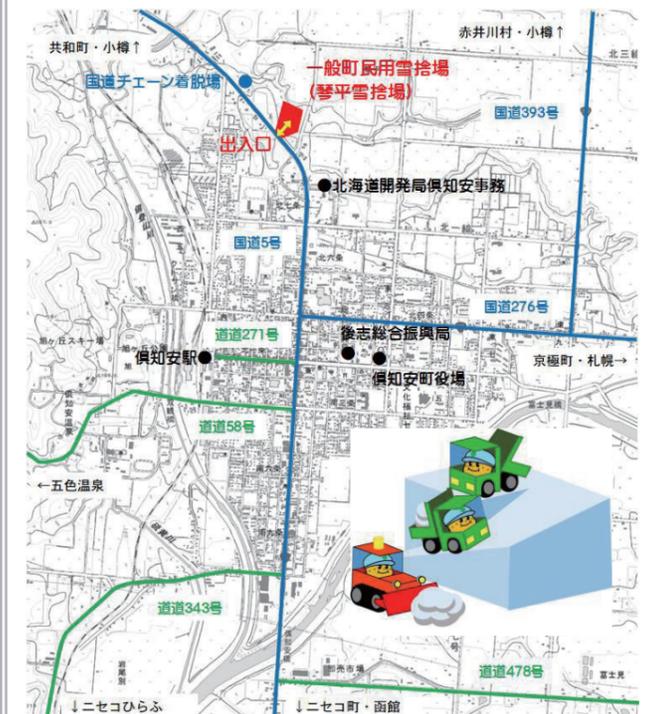
- ▼投雪中は投雪口に目印を置いて安全確保
- ▼重機での直接投入は禁止
- ▼決められた投雪時間を必ず守る
- ▼水量と流速を確かめてから利用する
- ▼作業が終わったら、必ずふたをする
- ▼投雪口にこびり付いた雪は必ず取り除く
- ▼利用者は倶知安町流雪溝管理運営協議会幹事の指示に必ず従う



一般町民用雪捨て場(琴平雪捨て場)を開設します

住所 字琴平(国道5号沿い)
期間 令和5年12月1日(金)
～令和6年3月31日(日)
※閉鎖日1/1～1/3・毎週水曜・吹雪視界不良時
時間 午前8～12時 午後1～5時
※正午～午後1時まで閉鎖します
注意

雪捨て場は、多くのトラックで混雑していますので、構内では、担当員の指示に従って徐行で走行してください。過積載・雪こぼしに注意してください。吹雪の日は、排雪作業を中止しましょう。



町道の各工区 の除排雪への お問い合わせ	委託区分	除雪業者 ※JV：共同企業体	代表会社連絡先
	除雪1工区	北沢・倶知安運輸・角田除雪JV	北沢建設 ☎22-1579
除雪2工区	竹山・羊蹄工業・羊蹄運輸・中崎農場除雪JV	竹山建設 ☎22-1244	
除雪3工区	ニセコ環境・吉川建設・大島産業除雪JV	ニセコ環境 ☎22-0745	
排雪	総合環境整備共同組合	白木建設工業 ☎22-1021	
町道の直営排雪、その他除排雪に関するお問い合わせ		倶知安町役場 建設課豪雪対策室・管理係	☎56-8011
流雪溝の使用に関するお問い合わせ		倶知安町役場 建設課公園施設係	☎56-8011
国道の除排雪に関するお問い合わせ		北海道開発局 小樽開発建設部 倶知安開発事務所	☎22-0133
道道の除排雪に関するお問い合わせ		後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	☎45-2136